

# ～マイナンバーカードについてのお知らせ～

## マイナンバーカードの臨時窓口

次のとおり、休日及び夜間の臨時窓口を開設します。マイナンバーカードの受取がまだの方、マイナンバーカード申請のための写真撮影をご希望の方で時間内の来庁が難しい方は、ぜひこの機会をご利用ください。なお、臨時窓口はすべて予約制となります。



- 【休日臨時窓口】 8月27日（日）、9月10日（日）  
9時～12時、13時～17時  
（最終の受付は16時40分）
- 【夜間臨時窓口】 8月16日（水）、9月6日（水）  
17時30分～19時30分  
（最終の受付は19時15分）



- ※予約を変更される場合は、前日までにご連絡をお願いします。
- ※臨時窓口の日程は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- ※平日は、9時～16時40分の間で予約を受け付けています。
- ※9月末日がマイナポイントの申請期限となります。そのため、8月～9月はマイナンバーカード受取希望の方が多くなることが想定されます。マイナポイントの申請を希望されている方は、カードの受取をお早目にしていただきますようお願いいたします（マイナポイントは令和5年2月末日までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象です）。

予約・問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

## 人権擁護委員の使命とその職務

### （委員の委嘱）

令和5年7月1日付で、当町の人権擁護委員に下記の方が委嘱（再任）されました。人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を当町の議会の意見を聞いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

### （委員の職務）

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。

(4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済処置を講ずること。

(5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

記

### 人権擁護委員の氏名及び住所

氏名	住所（地区名）
星 陽子	朝日町大字柿



## 敬老会のお知らせ



今年度の敬老会式典は9月18日（月）に保健福祉センターにて開催いたします。

詳細につきましては、9月広報にてご案内いたします。

問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 377-2941